後期高齢者医療制度にご加入中の皆様へご利用ください

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

●病院窓口に提示すると、医療費の負担限度額が下がり、 入院時の食事代も減額されます。

医療機関や調剤薬局での窓口負担については、世帯の負担を軽減するために、1か月ごとの限度額を設けています。

保険証の負担割合が「1割」の場合で、区分が低所得 I・II のいずれかに該当する場合、認定証の交付を受けて医療機関等に提示すると、保険適用分の医療費の自己負担額が、低所得区分の1か月ごとの限度額(1 医療機関ごと)までの負担ですみます。

- ●保険証の負担割合が「1割」で、住民税非課税世帯に該当する方が対象となります。(下記の表の**太枠**)
- ●医療機関において適用区分を確認できる場合があります。 確認できない場合は、市町村窓口に申請し、交付を受けて ください。(申請した月の受診分から適用になります)
 - ★申請時に、①**保険証、②マイナンバーがわかる書類、③顔写真付きの身分証を ご持参**ください。
 - ★認定状況が確認できない場合、区分 「一般」の限度額となりますが、 1か月ごとの負担額が本来の限度額を超え た場合は超えた分が高額療養費として支給されます。
 - ★食事代は、認定状況が確認できない場合、区分「一般」の食事代となります。

Г	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証									
	有効期限 令和○○年 7月31日 交付年月日令和○○年○○月○○日									
被亻	保険者	音番	号	0 1 2 3 4 5 6 7						
被保	住		所	寒河江市大字寒河江字久保6番地						
険	氏		名	長寿 太郎						
者	生 年	月	日	昭和 8年 5月 1日						
発	効	期	日	令和○○年○○月○○日						
適	用	X	分	区分Ⅱ						
1	期 . 当 年	入 月	院日	保険者印						
並	険者 び名	保	険	3 9 0 6 * * * * * * 山形県後期高齢者医療広域連合						

令和6年12月2日から、現行の認定証は発行されなくなります。マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

負担割合	区分	対 象 者	医療費1か月あたり自己負担限度額 *1 *2 *3 外来(個人) 外来+入院(世帯)		食事代 ※4 (1食につき)	
1割負担	低所得I	住民税非課税世帯で、 ①世帯全員の所得がなく、年金収入が80万円 以下の世帯員のみの方 ② 老齢福祉年金受給者 など	8,000円	15,000円		110円
	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯で、低所得I以外の方など		24,600円	過去1年間の入院 日数 90日超え の 場合 ※5	180円 (要申請)
	E0111611				過去1年間の入院 日数 90日以下 の 場合	230円
	一般	現役並み所得にも、一般(一定以上所得)に も、低所得I・IIにもあてはまらない方	18,000円 (年間144,000円上限)※6 (配慮措置有)※9	57,600円 多数回(4回目から) 44,400円 ※7	490 円 ※10	
2割負担	一般 (一定以上所得)	住民税課税所得が28万円以上145万円未満の 世帯で、一定以上の収入・所得がある方 ※8				

- ※1 医療費の窓□負担限度額の計算上、保険適用外の医療費の自己負担額や、食事代や差額ベッド代などは含みません。
- ※2 月の途中で75歳に到達した場合は、2分の1の額になります。
- ※3 入院を含む場合は、世帯内の加入者全員の一部負担金を合計します。
- ※4 療養病床に入院した場合の入院時生活療養費(食事代・住居費)は、上記表の金額とは異なりますので、医療機関窓口でご確認ください。 食事代は令和6年6月1日より改正されました。
- ※5 負担区分「低所得II」で過去1年間の入院日数が90日を超える場合は「長期該当」となり、申請が必要となります。 入院日数は負担区分「低所得II」の期間中の入院日数のみ数えます。申請日の翌月初日から適用となります。
- ※6 一般区分の外来(個人)について1年間(8月から翌年7月)の自己負担額の合計額に144,000円の上限が設けられます。
- ※7 過去12か月以内に外来+入院の自己負担限度額を超えた支給が3回あった場合の4回目以降の限度額です。
- ※8 「一定以上の収入・所得がある方」とは、加入者が1人の場合「年金+その他の合計所得」が200万円以上、2人以上であれば加入者全員の「年金+その他合計所得」が320万円以上の世帯の方となります。
- ※9 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、1か月の外来医療費の窓口負担を1割負担の額+3,000円以内に抑えます。
- ※10 指定特定医療を受ける指定難病の方は280円になります。